

令和6年10月30日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
磐城森林管理署長 高塚 慎司

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名 田ノ入国有林（631る1林小班）外危険木処理業務
詳細については「仕様書」及び別紙「請書」のとおり
- 2 納入期限 令和7年2月28日
- 3 納入場所 磐城森林管理署
- 4 見積書等提出の日時・場所 電子調達システムを用いての見積合わせを実施しますので、下記日時までに
応札してください。
見積書提出期限 令和6年11月15日 10時00分
※郵送または持参による提出も認めます。その場合、上記期限までに磐城森林管理署 総務グループ（経理担当）へ提出してください。
郵送の場合、書留郵便又は配達証明郵便で、令和6年11月15日10時00分までに到着したものに限ります。
- 5 提出書類 (1) 見積書
※電子調達システムで提出する場合の見積額は税抜価格を入力してください。
※郵送または持参により提出する場合の見積額は税抜価格と税込価格が分かるように記載し、必ず日付を記載してください。
(2) 内訳書
※電子調達システムを用いて参加する場合は、データとして内訳書を添付してください。
(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
(4) 配置予定者の一覧及び7（2）の取得状況がわかる資料
※郵送・持参する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「田ノ入国有林（631る1林小班）外危険木処理業務」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 必要な資格等 (1) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「東北」地域の競争参加資格「役務の提供等(その他)」を有する者であること。
(2) 本業務に、チェーンソーを使用する作業の実施に当たっては、労働安全衛生法に基づき必要とされている伐木等特別教育修了者を配置できること（令和2年8月1日以降は、新カリキュラムの特別教育修了者又は旧カリキュラムの特別教育修了者で補講受講者であること）。刈払機を使用する作業に当たっては、刈払機取扱作業者に対する安全教育修了者を配置できること。
- 8 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2) 見積書を提出した場合は、別紙「請書」の条項に承諾したものとみなします。

担 当 : 総務グループ 経理担当
電 話 : 0246-66-1234
F A X : 0246-66-1255

請 書 (標準例)

1. 業 務 名 田ノ入国有林 (6 3 1 る 1 林小班) 外危険木処理業務
2. 規格・仕様 「仕様書」のとおり
3. 数 量 危険木 1 4 本 7. 3 3 m³ 支障木 2 0 本 1. 2 9 m³
4. 履 行 期 限 令和 7 年 2 月 2 8 日
5. 業 務 場 所 福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入国有林 6 3 1 る 1 林小班外
6. 検 査 場 所 同上
7. 契 約 金 額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ￥ ー)

条 項

- 第 1 条 頭書の仕様、規格に基づき期限内に完了します。
- 第 2 条 頭書の期限までに完了することができない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び完了見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第 3 条 頭書の期限までに完了することができない場合は、前条の定める承認にかかわらず、遅滞金として、期限の翌日から起算して完了の日までの日数に対し、1 日につき未完部分に対する契約金額の年 3 パーセントの率をもって計算した額を貴官の請求により納付します。
ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第 4 条 完了する場合は、その旨貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第 5 条 前条に定める検査の結果、数量、仕様、規格等に適合しない場合は、直ちに改善します。
- 第 6 条 検査に合格し引渡が完了しても 1 ヶ年間以内に当該作業に瑕疵があることが発見された場合はその瑕疵を補修し又は損害を賠償します。
- 第 7 条 検査に合格した日に、当該作業の所有権を貴官に引き渡します。

第 8 条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受理した日から、3 0 日以内にお支払い下さい。期間内に料金を支払わないときは、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払いを受けるものとします。

第 9 条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- 1 この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
- 2 この契約に履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
- 3 破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
- 4 当方からの契約の解除を申し出た場合

第 10 条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を違約金として納付いたします。

ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。

第 11 条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承継しません。

第 12 条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。

第 13 条 上記のほか、定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議のうえ定めることといたします。

令和 6 年 月 日

住 所

氏 名

分任支出負担行為担当官

磐城森林管理署長 高塚 慎司 殿

仕様書

- 1 危険木（下表のとおり）の処理に当たっては、本仕様書によるほか、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けること。
- 2 危険木の処理に当たっては、残存木及び隣接民有地への被害防止、作業者並びに車両や歩行者等第三者に対する安全確保に努めることとし、以下に留意すること。
 - (1) 処理を行う危険木の状態を事前に確認し、安全な処理方法を選択すること。
 - (2) 強風等により安全確保が困難な場合は、作業を行わないこと。
 - (3) 作業中は、関係者以外の立入りを禁止する措置を講ずること。
- 3 処理した立木は、適当な長さに玉切りを行い、監督職員の指示により国有林内に安定させた状態で存置すること。また、枝条を含め民有地から搬出し、国有林内に集積すること。
- 4 請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、請負者の責任において対応すること。
- 5 チェーンソー作業による振動障害の予防
チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」（平成21年7月10日基発0710第1号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針は作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。
- 6 放射線障害防止措置について
請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じること。
- 7 事業記録写真は、以下に示す項目について撮影を行い、整理して監督職員に提出すること。なお、デジタル写真も可とする。
 - (1) 作業の内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影したもの。

危険木処理数量一覧

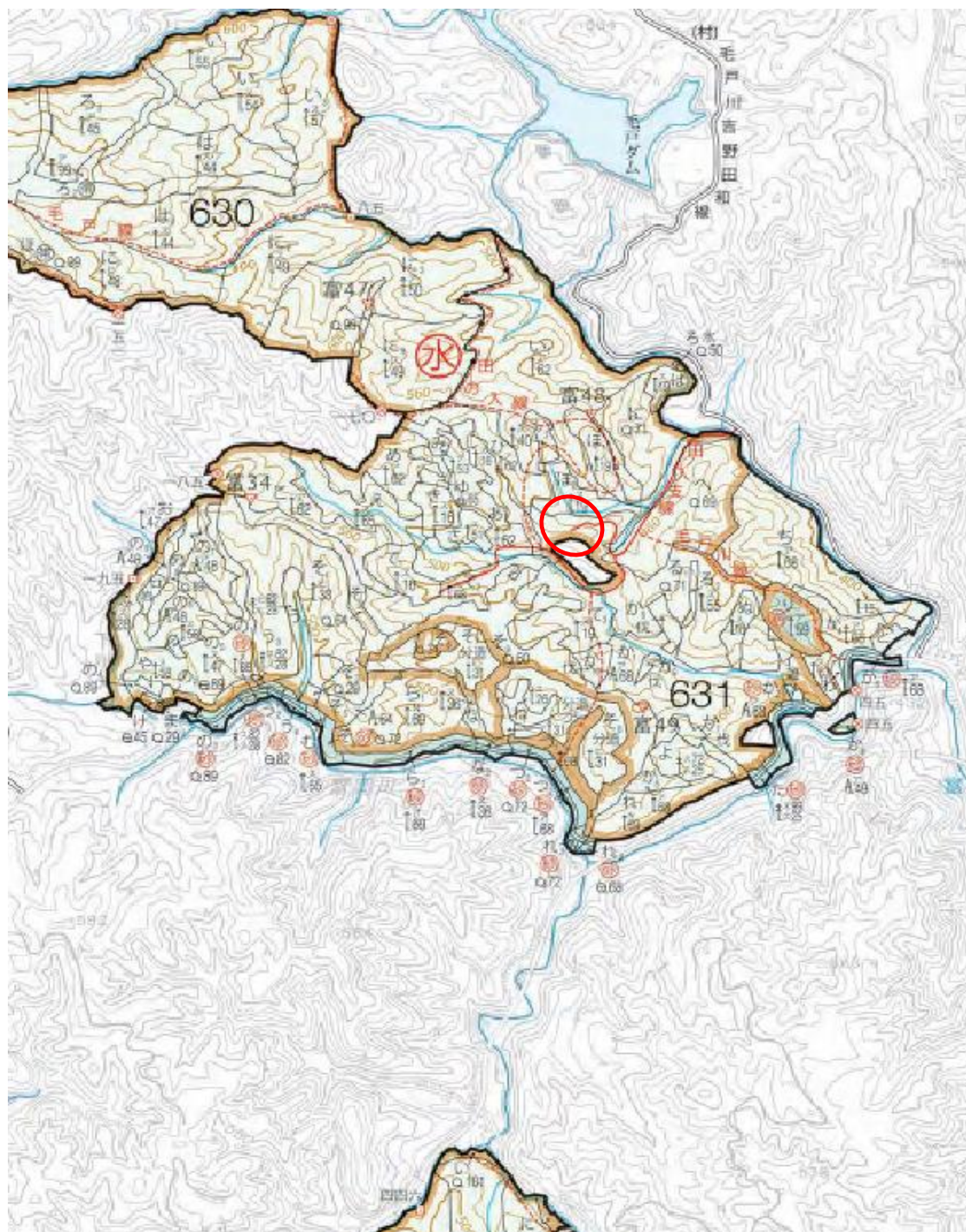
| No | 林小班 | 樹種 | 胸高直径 (cm) | 樹高 (m) | 材積 (m ³) | 備考 |
|----|-----------|--------|--------------|-----------|-------------------------|----|
| 1 | 631る1 | その他広葉樹 | 56 | 18 | 1.84 | |
| 2 | 〃 | 〃 | 34 | 17 | 0.69 | 枯木 |
| 3 | 625い | その他広葉樹 | 24 | 16 | 0.33 | |
| 4 | 〃 | 〃 | 32 | 17 | 0.61 | |
| 5 | 〃 | 〃 | 44 | 19 | 1.25 | |
| 6 | 〃 | 〃 | 20 | 16 | 0.23 | |
| 7 | 〃 | 〃 | 24 | 16 | 0.33 | |
| 8 | 〃 | 〃 | 24 | 16 | 0.33 | |
| 9 | 〃 | 〃 | 22 | 14 | 0.24 | |
| 10 | 〃 | 〃 | 24 | 14 | 0.29 | |
| 11 | 〃 | 〃 | 36 | 19 | 0.85 | |
| 12 | 〃 | 〃 | 18 | 14 | 0.17 | |
| 13 | 〃 | 〃 | 16 | 14 | 0.13 | 枯木 |
| 14 | 〃 | 〃 | 14 | 6 | 0.04 | 枯木 |
| | 合計 | | 14 | 本 | 7.33 | |


支障木処理数量一覧

| No | 林小班 | 樹種 | 胸高直径 (cm) | 樹高 (m) | 材積 (m ³) | 備考 |
|----|-----------|--------|--------------|-----------|-------------------------|----|
| 1 | 631る1 | その他広葉樹 | 14 | 6 | 0.04 | 枯木 |
| 2 | 〃 | 〃 | 10 | 8 | 0.03 | |
| 3 | 〃 | 〃 | 14 | 7 | 0.05 | |
| 4 | 〃 | 〃 | 10 | 8 | 0.03 | |
| 5 | 625い | その他広葉樹 | 12 | 10 | 0.05 | |
| 6 | 〃 | 〃 | 14 | 9 | 0.07 | |
| 7 | 〃 | 〃 | 16 | 13 | 0.12 | |
| 8 | 〃 | 〃 | 12 | 8 | 0.04 | |
| 9 | 〃 | 〃 | 12 | 10 | 0.05 | |
| 10 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| 11 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| 12 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| 13 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| 15 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| 16 | 〃 | 〃 | 18 | 15 | 0.18 | |
| 18 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| 19 | 〃 | 〃 | 12 | 10 | 0.05 | |
| 20 | 〃 | 〃 | 26 | 14 | 0.34 | |
| 21 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| 22 | 〃 | 〃 | 10 | 7 | 0.03 | |
| | 合計 | | 20 | 本 | 1.29 | |

危険木等処理箇所

森林の所在地 福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入国有林631る1林小班

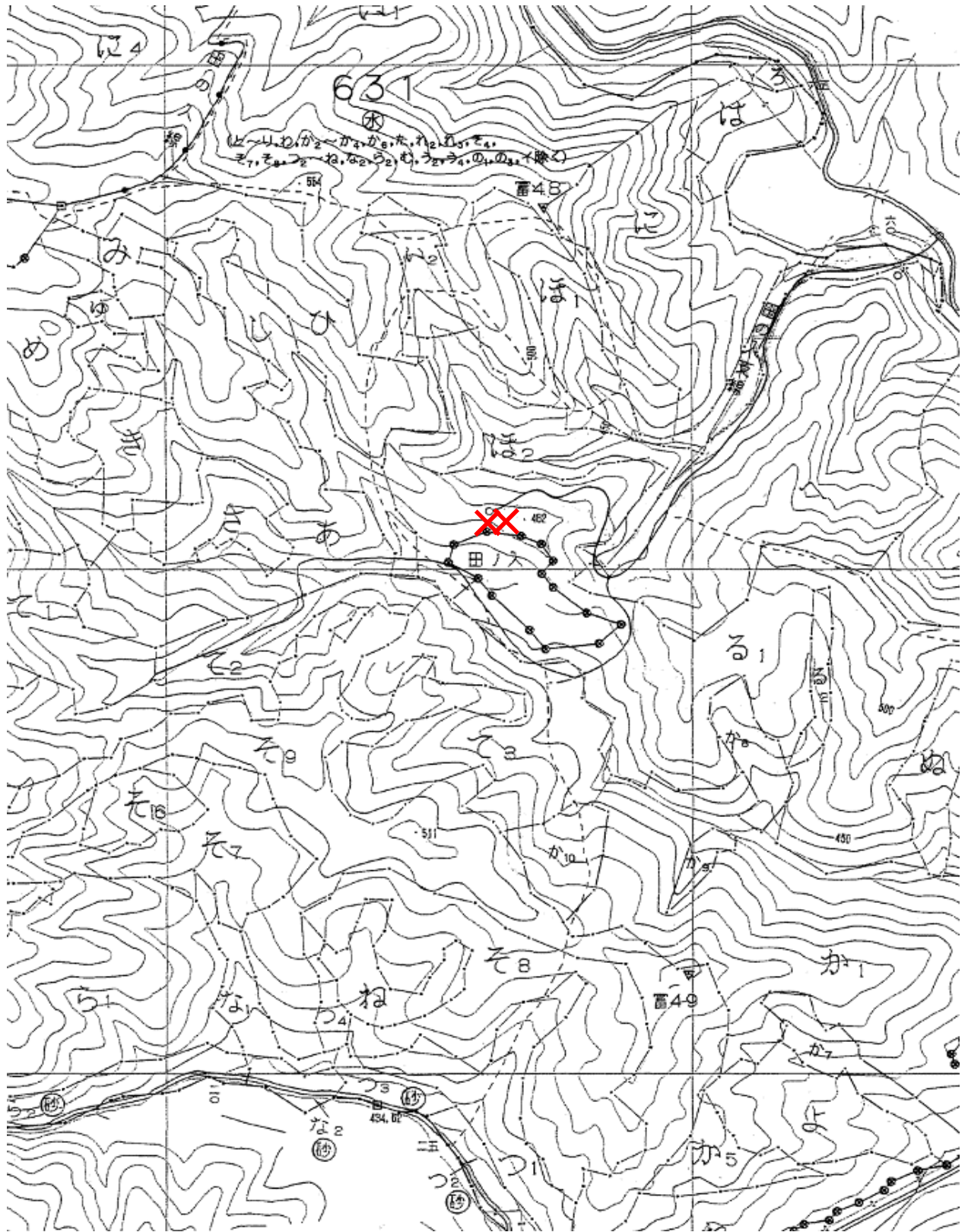


| |
|--|
| 凡 例 |
| 実施場所  |

| | |
|-----|-------------|
| 図面名 | 位置図 (2万分の1) |
|-----|-------------|

危険木等処理箇所

森林の所在地 福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入国有林631る1林小班

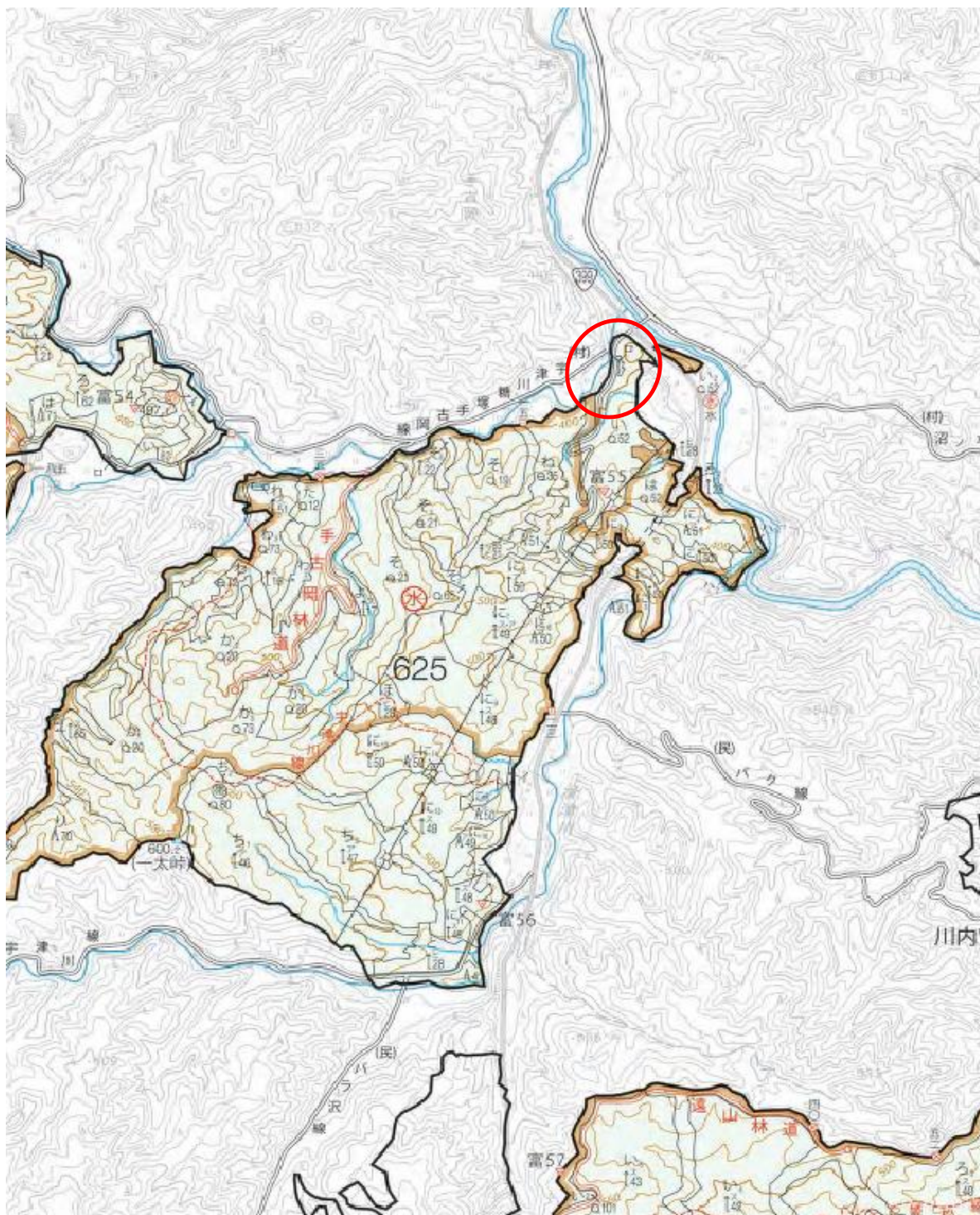



| 凡 例 | |
|-------|---|
| 伐 採 木 | × |

| | |
|-----|-------------|
| 図面名 | 区域図 (5千分の1) |
|-----|-------------|

危険木等処理箇所

森林の所在地 福島県双葉郡川内村大字下川内字手古岡国有林625い林小班

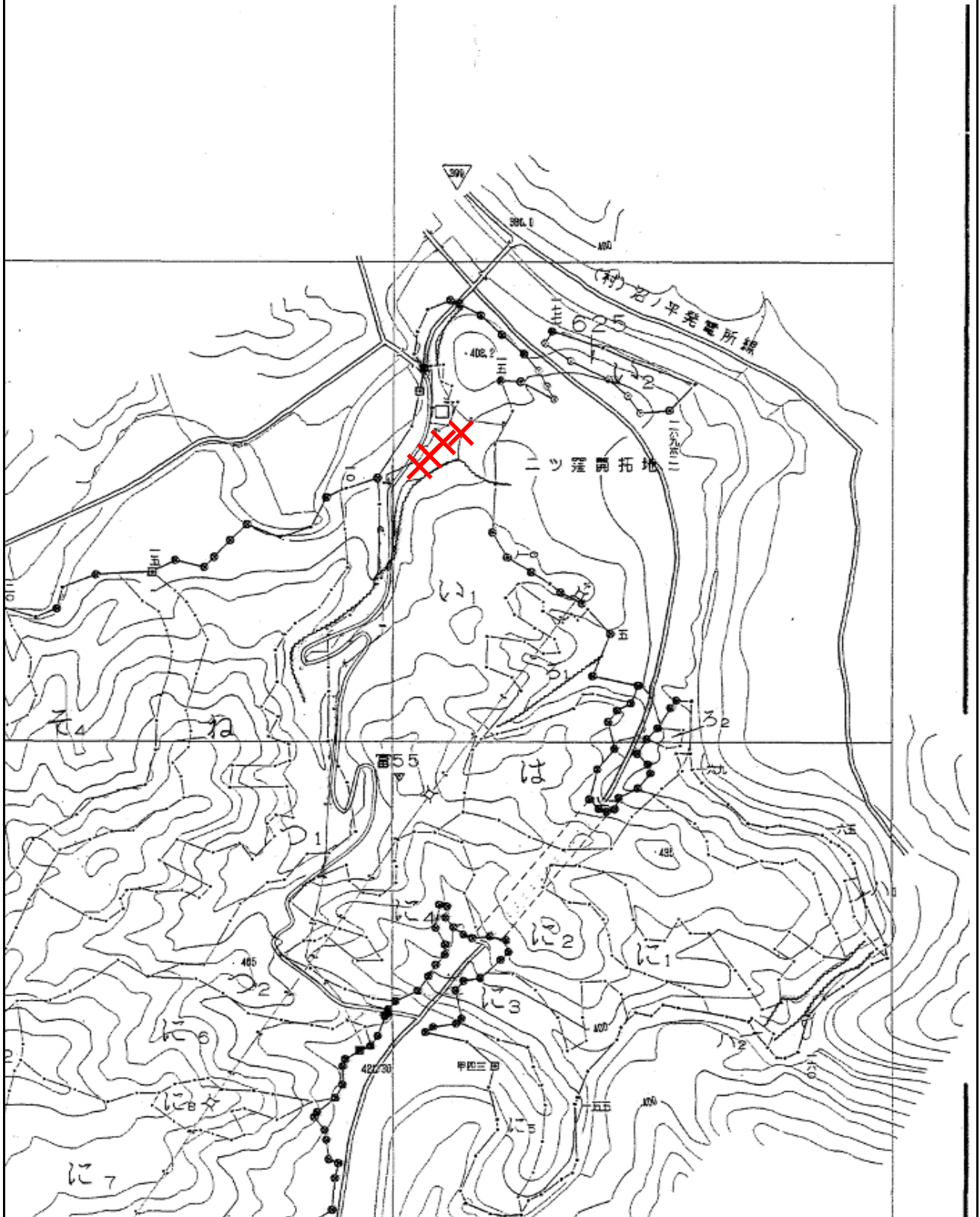


| |
|--|
| 凡 例 |
| 実施場所  |

| | |
|-----|-------------|
| 図面名 | 位置図 (2万分の1) |
|-----|-------------|

危険木等処理箇所

森林の所在地 福島県双葉郡川内村大字下川内字手古岡国有林625い林小班



| 凡 例 | |
|-------|---|
| 伐 採 木 | × |

| | |
|-----|-------------|
| 図面名 | 区域図 (5千分の1) |
|-----|-------------|

現況写真

森林の所在地 福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入国有林631る1林小班

631る1
危険木+支障木



現況写真

森林の所在地 福島県双葉郡川内村大字下川内字手古岡国有林625い林小班



625い
危険木+支障木



625い
危険木+支障木



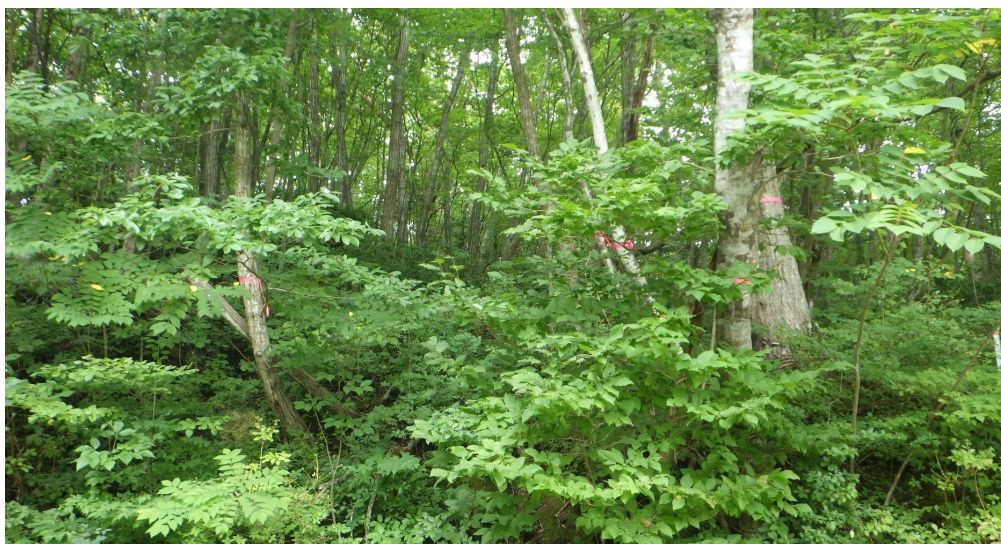
625ㄨ
危険木+支障木



625ㄨ
危険木+支障木



625い
危険木+支障木



625い
危険木+支障木